

STRATEGIC COMPLIANCE INSIGHTS / 2026 年 8 月号

グローバル内部通報制度導入 に向けて



1. グローバル内部通報制度とは？

皆さまご存じのとおり、内部通報制度とは、企業内の不正を早期発見・是正することを通じ、企業や従業員を守るための制度です。日本では公益通報者保護法により、従業員数が301人以上の企業等に内部通報制度の整備が義務付けられていることもあり、導入が進んでいます。消費者庁が実施した調査では、不正発見の端緒の第1位は「内部通報」で、「内部監査」等を上回っています¹。昨年6月には、公益通報を理由とする解雇・懲戒に対する刑事罰、通報後1年以内の解雇・懲戒について公益通報を理由とするものと推定する規定、公益通報者の範囲への特定受託業務従事者（フリーランス）の追加等を内容とする改正法が成立し、今年12月1日に施行されます。

これに対して、グローバル内部通報制度とは、海外各子会社の役職員が直接日本本社の窓口に通報できる制度のことです。海外子会社を持つ企業では、各子会社単位で内部通報制度

（whistleblowing system）を導入していることが多いと思いますが、グローバル内部通報は、通報窓口が直接日本本社となる点において、子会社単位の内部通報制度とは大きく異なります。

¹ 消費者庁「平成 28 年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」58 頁参照 [平成 28 年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書 | 消費者庁](#)

2. グローバル内部通報制度がなぜ必要か

海外でも広く事業を行っているグローバル企業にとって、日本国内でのみ内部通報制度を導入し、それを強化しても、グループ単位でのガバナンス・コンプライアンスにとっての効果は限定的であると言わざるを得ません。また海外子会社において、各子会社単位で内部通報制度を導入している場合でも、①日本本社と比べて会社の規模が小さく、事実上匿名の通報ができない、②日本本社から駐在している子会社幹部の不正について、ローカルの従業員が声を上げにくいといった事情から、活用が進まず、日本本社と比べて通報件数が低い水準にとどまっている例も少なくありません。

そこで、海外子会社も含めたグループ単位で、企業内の不正を早期発見・是正し、グループとしての企業を守り、さらには企業価値を高めていく方法として欠かせないのが、グローバル内部通報制度なのです。

グローバル内部通報制度の導入にあたっては、日本本社・海外各子会社の経営陣や関係部門の理解・協力を得るための社内準備に加え、各海外子会社役職員の個人情報等の域外移転等、法令対応としても複雑な面があり、国内における導入と比べて検討事項が多く、相応の負担を伴います。しかしその分、導入が進めば、グループ単位での自浄作用が期待できるほか、グループガバナンス・コンプライアンスの徹底・強化を実践している企業として、投資家や取引先からの期待に応え、持続的な事業の発展と、企業価値向上の基盤とすることができます。

さらに、グローバル内部通報制度の運営を行う法務部等のコンプライアンス部門にとっても、グループ単位での企業価値向上に資する業務を行うことで、部門としての経験値やモチベーションを高めることができるほか、具体的な課題に根差したコンプライアンス体制の見直しや、コンプライアンス・プログラムの改善を通じて、より効果的な業務を行うことができます。

3. グローバル内部通報制度の導入に向けて、まず何をすべきか

グローバル内部通報制度の導入にあたり、検討すべきことは多岐にわたりますが、まず検討すべきことのひとつとして、対象案件の絞り込みが挙げられます。通報対象案件については、日本の場合、公益通報の対象となる事案²のほか、ハラスメントや各種社内規程違反も広く対象とする例が多いと思われます。他方、海外子会社の従業員等が日本本社に直接通報するグローバル内部通報で

² 公益通報者保護法第2条第3項。通報対象事実となる法律として、刑法、食品衛生法、金融商品取引法、大気汚染防止法、個人情報保護法等があり、消費者庁が一覧表を公表しています。[公益通報者保護法において通報の対象となる法律について](#) | 消費者庁

は、現地法が適用される労務問題や、現地で迅速に解決すべき軽微な社内規程違反まで一律に対象とすると、かえって問題解決が遅れ、本社が優先して対応すべき重大案件への対応が手薄になるおそれがあります。そこで、類型的な労務問題や現地での是正が適切な案件はローカルの通報制度に委ね、日本本社への直接通報の対象を、横領、贈収賄、品質偽装等の重大な不正や、現地経営陣が関与する事案に絞ることが考えられます。これにより、グローバル内部通報制度の役割を明確にし、限られたリソースを重大案件に集中させることができます。

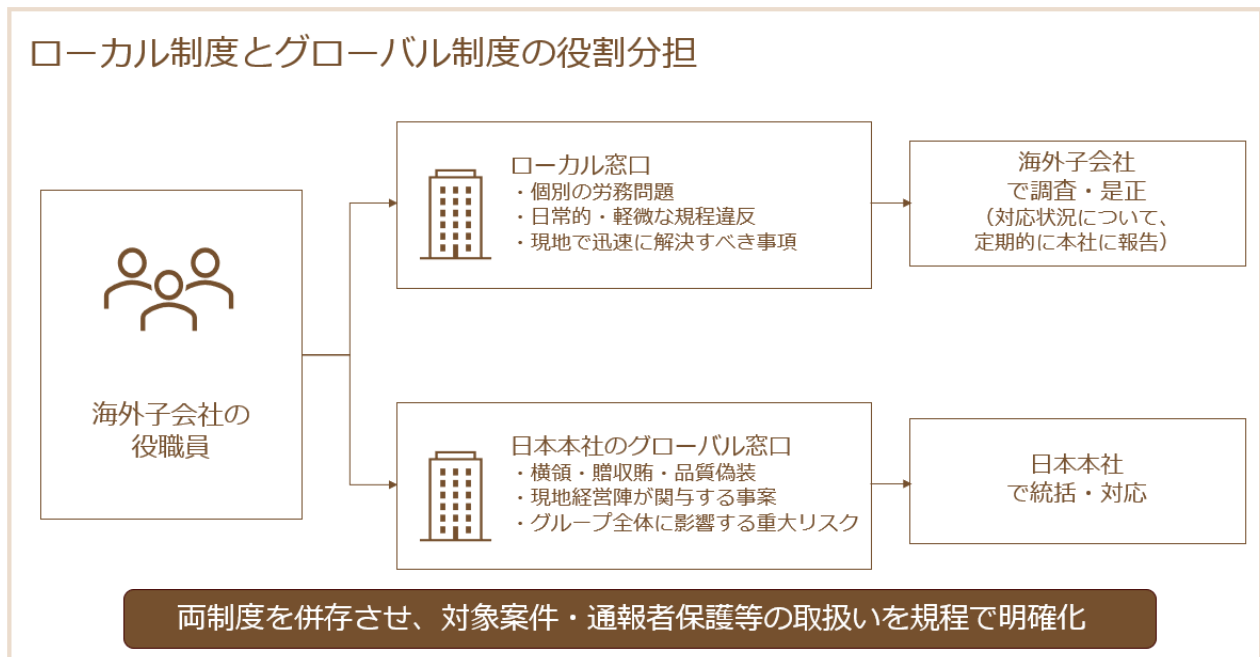


図 1 ローカル制度とグローバル制度の役割分担

4. 制度設計上の留意点①（各国の個人情報保護法対応）

グローバル内部通報制度の設計上、重要なポイントとなるのが、現地の個人情報保護法への対応です。通報には、通報者・被通報者・関係者の個人情報の取得、利用及び共有が伴うため、子会社所在国の個人情報保護法、特に日本本社への越境移転に関する要件に適合する制度設計が必要です。公益通報者保護法や労働法等にも配慮が必要ですが、特に対応すべき事項が多いのが、個人情報保護法です。

例えば、シンガポール、中国本土、香港等では、包括的な公益通報者保護法が存在しない又は限定的である一方、個人情報保護法制は整備されています。特に中国本土では、個人情報の越境移転に関する要件が厳格であり、データ・国家安全保障に関する法制への配慮も必要です。そのため、対象となる子会社や案件類型に応じて、現地の法律事務所等を一次受付窓口とし、必要に応じて個

人情報を匿名化又は仮名化した上で、日本本社に移転する情報を必要最小限に限定する設計が有力な選択肢となります。

5. 制度設計上の留意点②（情報管理、グループ間契約、規程の整備）

日本本社では、グローバル内部通報により取得した情報について、アクセス権限の限定、保存期間の設定、暗号化、ログ管理等の技術的・組織的な安全管理措置を講じる必要があります。これらは、通報者の秘密を守るためだけでなく、各国法上の越境移転要件を充たす上でも重要です。

これらの取扱いは、グローバル内部通報用のグローバル内部通報規程やプライバシー通知に明文化することで³、社内の遵守体制を確保するとともに、越境移転した個人情報適切に取り扱っていることを対外的にも説明できる状態にします。通報者の匿名性の確保や、情報セキュリティの観点から、実績のある外部ベンダーを利用して、グローバル内部通報の受付・データ管理を行うことも有用です。

さらに、日本本社による調査や是正対応に際し、通報者・被通報者が在籍する海外子会社による協力が必要となることに備えて、グループ間での個人情報移転契約の締結又は既存契約の見直しの要否を検討することになります。

このほか、通報者の範囲、通報受付後の調査体制、本社内部でのレポーティング・ライン等を検討し、グローバル内部通報制度の基本的な設計が固まった段階で、その内容を社内規程（グローバル内部通報規程）に定めます。この規程は、日本本社だけでなく、グローバル内部通報を展開する必要に応じて各海外子会社でも採択・周知する必要があります。

³ 内部通報を通じて取得する可能性のある個人情報の種類、利用目的、情報共有範囲、セキュリティ措置等共通の事項を規程本文で定め、国ごとに対応が必要な項目については、国別付属書（addendum）として追加する方法が考えられます。

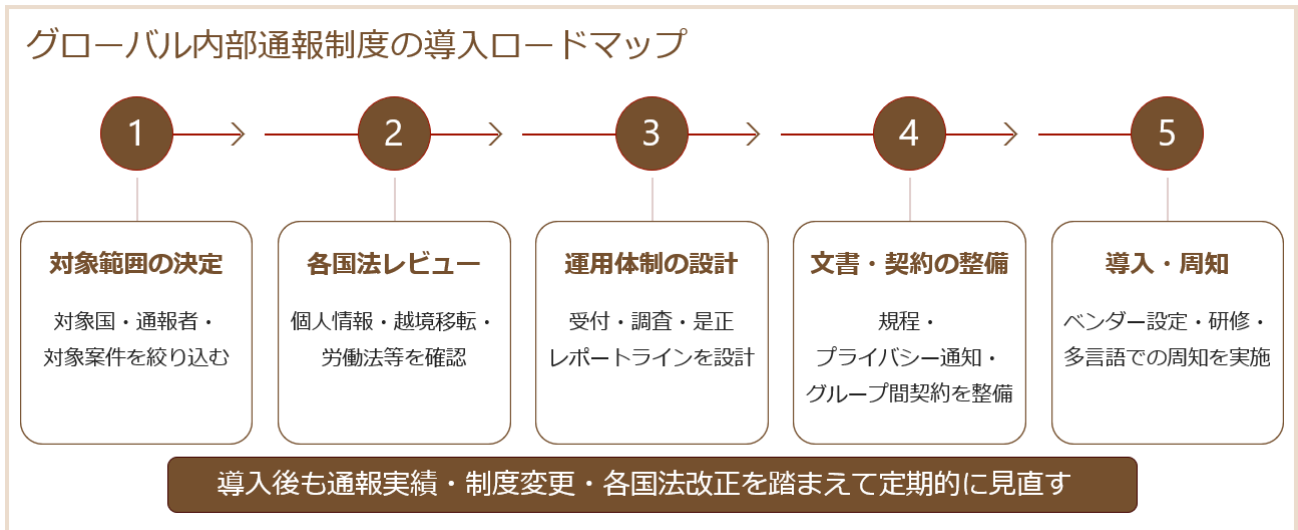


図2 グローバル内部通報制度の導入ロードマップ

6. 法律事務所の活用例

グローバル内部通報制度は、その導入・運用のいずれの段階でも、国内の内部通報対応とは異なる難しさがありますが、これらを効率よく進めるため、法律事務所を活用することが有用です。

特に中国本土では、現地法律事務所を一次受付窓口として活用する例が多く見られます。またそれ以外の国についても、国ごとの留意事項などを効率よく情報収集し、各国共通の基本事項を定めつつ、個別対応が必要な国については最低限の追加対応をする等、後戻りの少ない準備を行うために、導入時で各国対応ができる法律事務所を活用することが考えられます。法律事務所の関与方法には、制度設計・文書作成を幅広く委託する方法と、企業が主体となり必要な論点について随時助言を受ける伴走型の方法があります。

さらにグローバル内部通報性導入後の運用フェーズでは、海外子会社の深刻な不正や、経営陣が関与する事案を扱うことになるため、日本本社として、隙のない適切な対応をすることが求められます。日本本社の事務局には独立性、客観性及び適正手続の確保が求められますが、調査・是正の各段階で法律事務所を起用することは、外部知見の活用と対応記録の確保の両面で需要とマッチします。また、現地法の助言に備え、利益相反を避けるため、子会社が通常利用する事務所とは別に通報案件に対応できる現地事務所を確保することも推奨されます。

7. おわりに

グローバル内部通報制度については、総論として導入への賛同が得られても、社内調整や各国法対応に相応の労力を要するため、導入に至っていない企業も少なくありません。もっとも、法務・コンプライアンス部門が中心となり、必要に応じて外部専門家のリソースも活用しながら、対象国や対象案件を絞って段階的に進めることで、導入のハードルを下げるすることができます。

弊所でも、海外オフィス・提携先の現地法律事務所と連携し、各国法対応を含む制度設計、導入及び運用を支援しています。グローバル内部通報制度の導入をご検討の際は、ご相談いただければ幸いです。

最新情報 *2026/8/7時点

コンプライアンス無料相談会のご案内

内部通報対応には多種多様の論点が含まれておりますところ、これを実務担当者が対応しなければならないため、日頃から実務担当者の皆様のスキル向上・研鑽が重要となる上、それでも対応できないケースが生じた場合の対応策を、会社としては平時から検討しておくことが肝要です。

内部通報制度の実務において課題を感じている方々向けに、専門家による無料相談会を開催しています。

個別の具体的な状況に応じた対応策を提供しますので、ぜひご活用ください。

- 日時：毎週金曜日 15:00～17:00（要予約）
- 申込フォーム：[こちら](#)

セミナー開催予定

- 【会場およびオンライン（配信）】ベーシック公益通報者保護法

主催：株式会社商事法務 開催日：2026年8月18日(火) 15:00-17:00 配信：同年9月1日(火)-11月4日(水)

講師：中野真弁護士（パートナー、東京弁護士会）

<https://www.shojihomu.co.jp/seminar/details?cd=3670&scd=11260818>

- 【会場およびオンライン（後日配信あり）】「事業を委縮させない」独禁法リスク管理の実務

～摘発強化の時代に、法務が果たすべき役割とケーススタディ～

主催：株式会社金融財務研究会 開催日：2026年9月11日(金) 13:30-16:30

講師：三浦悠佑弁護士（パートナー、第一東京弁護士会）

https://www.kinyu.co.jp/seminar_detail/?sc=k262535

執筆者・お問い合わせ先



弁護士 服部 有紀（オブ・カウンセル、第二東京弁護士会）

E-mail: yuki.hattori@aplav.jp

国内大手商社、総合電機メーカー、半導体メーカーの法務部において、M&Aその他取引関連業務の他、社内調査対応、競争法等のコンプライアンス対応を含む実務経験を有する。米国系国際法律事務所の東京オフィスにも勤務経験があり、社内外の立場での経験を活かし、実践的な助言を提供する。ニューヨーク州弁護士。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 不正調査・リスクマネジメントプラクティスグループ

E-mail: crmpg@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office

（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神
2丁目 12-1 天神ビル 10階



ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

